

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十七年一月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十五号）の施行に伴い、並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号、第二十二項第二号及び第二十三項第一号、第八条第一項、第十三条第一項並びに第六十六号、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第百条第十項並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）第九十一条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の廃止）

第一条 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成二十五年政令第百二十九号）
- 二 中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成二十六年政令第百五十六号）

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）

第二条

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。
第一条の二を第一条の三とする。

第一条中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）を「法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。
（特定鳥インフルエンザの病原体の血清型型）

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第三項第六号の政令で定める血清型は、次に掲げるものとする。
一 H5N1
二 H7N9
第二条の前に次の一条を加える。
（三種病原体等の結核菌が耐性を有する薬剤）

第一条の四 法第六条第二十二項第二号の政令で定める薬剤は、第一号に掲げる薬剤及び第二号に掲げる薬剤とする。

- 一 オフロキサシン、ガチフロキサシン、シプロフロキサシン、スバルフロキサシン、モキシフロキサシン又はレボフロキサシン
- 二 アミカシン、カナマイシン又はカプレオマイシン

第二条の次に次の一条を加える。
（四種病原体等であるインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスの血清型型）

第二条の二 法第六条第二十三項第一号の政令で定める血清型は、次に掲げるものとする。
一 H2N2
二 H5N1
三 H7N7
四 H7N9

第三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。
第四条を次のように改める。

第四条（疑似症患者を患者とみなす感染症）
法第八条第一項の政令で定める二類感染症は、次に掲げるものとする。

- 一 結核
- 二 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）
- 三 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）

四 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスであつてその血清型がH5N1又はH7N9であるものに限る。次条第九号において「鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）」という。）

第五条第九号中「鳥インフルエンザ（H5N1）」を「鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）」に改め、同条に次の一号を加える。

十一 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。） ヒトコブラクダ

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「第十四条第二項」の下に、「第十四条の第二項」を加える。

一 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）第二十六条第一項第一号

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定及び第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条から附則第五条までの規定 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（次号において「改正法」という。）

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

二 第二条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第二条の第一条を加える改正規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

（鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴う経過措置）

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日前に行われた措置に係る鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令第二条第一項において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十八条

（第五号から第九号まで、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）の規定により支弁する費用又は同項において準用する同法第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金については、なお従前の例による。

（中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴う経過措置）

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に行われた措置に係る中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十七条（第四号から第六号までを除く。）若しくは第五十八条（第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）の規定により支弁する費用、同令第三条において準用する同法第五十九条若しくは第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は同令第三条において準用する同法第六十三条の規定により徴収することができる実費については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

第五条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成二十五年政令第二百二十九号）の項及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成二十六年政令第二百五十六号）の項を削る。

内閣総理大臣 安倍 晋三
 総務大臣 山本 早苗
 厚生労働大臣 塩崎 恭久